



子育て支援センターに遊びに来ませんか？

子育て支援センターってどんなところ？

子育て中の親子が気軽に、そして自由に利用できる交流の場です。子育てに不安や悩みを持っているお父さん、お母さんの相談にも乗ります。育児や子育てに関する身近な地域の情報の提供、毎月いろいろ親子で楽しめる行事、保護者向けのイベントもあります。

本市には子育て支援センターが2カ所あります

すこやかひろば

市総合保健福祉センター（市民病院となり）の2階にあります。

- 場所＝市総合保健福祉センター2階
 - 利用料＝無料
 - 対象年齢＝就学前の親子
 - 利用日時
 - ・月～金曜：午前8時半～正午、午後1時～午後5時
 - ・日曜、祝日（無人での開放）：午前9時～午後4時
- ※新型コロナウイルス感染症予防のため、当面の間、日曜・祝日の利用を中止しています。
- ☎ 72-8701（すこやかひろば直通）

地域子育て支援センター（さくらサロン）

南さくら幼保連携型認定こども園敷地内。

- 場所＝南さくら幼保連携型認定こども園敷地内
 - 利用料＝無料
 - 対象年齢＝就学前の親子
 - 利用日時＝月～金曜：午前9時～午後5時
土曜：午前9時～午後1時
- ☎ 72-5623

一時預かりもあります。

事前予約が必要となりますので、詳細については各支援センターにお電話ください。

ハッピースマイル

まつうら やくも
松浦 八雲くん
(令和4年1月21日生)

松浦雄介・桃代さんの次男(福島地区)

好奇心旺盛なやくもくん。よく絵本やおもちゃなどを手に取って、特に回る物に興味津々で自分で回して遊んでいます。また、カーテンにちょっと隠れて出てくる仕草がかわいくて癒やされます。お兄ちゃんと仲良く元気いっぱい育つてね。



子育て INFO

「子育て中のお悩み相談室」

「ごめんない」の意味を理解することはまだ難しい0歳児。「ごめんないは？」と求めるのではなく、「〇〇したかっただね」と気持ちに寄り添うことが大切です。その後なぜ悪かったのかを伝え、一人で謝れないときは一緒に謝ってその姿を見せていくのも大切です。1歳児は悪いことをしたら「ごめんない」ということを少しずつ知っていき、大人の言うことをほとんど理解できるようになる時期です。ぶつかったときなど「ごめんね。痛かったね」と言ってぶつかったところをなでるなどの行動を繰り返すことで、子どもは少しずつ

「ごめんない」の意味を理解していきます。2～3歳児は形式的な「ごめんない」は言えても心からの「ごめんない」はまだ難しい時期です。自己中心性が強く、相手の立場になって考えることがまだできません。心からの「ごめんない」が難しくても「ごめんね」が言えたときはしっかりほめることが大切です。言えないときは「一緒に言に行こう」と誘い、保護者が謝る姿を見せてもよいでしょう。一緒に謝る姿を見せていくことで、少しずつ自分から「ごめんない」が言えるようになっていきます。

「子ども予防接種」

- 子宮頸がんワクチンについて
積極的な接種勧奨が再開されたことに伴い、対象者に順次個別通知をいたしました。
- 定期接種対象者：平成18年4月2日～平成23年4月1日生まれの女性の方
- キャッチアップ接種対象者：平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女性の方で、まだ3回接種していない方はお早めの接種をお願いいたします。
- 子宮頸がんワクチン任意（自費）接種費用償還制度について
令和4年8月31日までに任意（自費）で接種した方に費用の償還を行います。対象年齢の方には個別通知をしていますので、過去の接種歴をご確認の上、該当の方は申請をしてください。
- 対象者：キャッチアップ接種対象者でまだ無料接種を3回しておらず、高校2年生相当年齢以降、令和4年8月31日までに国内において2価もしくは4価ワクチンの任意（自費）接種を受けた方（※9価は対象外）
- 申請に必要なもの：申請書（市公式サイトでダウンロード、窓口お渡し）、母子手帳などの写し、領収書などの原本（無い場合は市の定める額）
- 申請期日
令和4年9月1日から令和7年3月31日まで（接種日は令和4年8月31日まで）
※令和4年9月1日以降、県外において接種される方は、事前に串間市への申請（申請書は市公式サイトでダウンロード、窓口お渡し）が必要になります。
- 日本脳炎・麻疹風しん（2期）・2種混合ワクチンも個別通知をしております
その他のワクチンと併せてお早めの接種をお願いいたします。



子育て支援情報

串間市独自で保育料を助成しています

問／福祉事務所こども政策係 ☎ 72-1123（内線506）

本市では平成22年度から第3子以降の子どもの保育料無償化を実施し、令和元年10月1日からスタートした保育料無償化では、本市独自で対象を拡大しています。

①第3子以降の保育料無償化について

子育てにかかる経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進することを目的として、平成19年度から保育料の軽減を開始し、平成22年度からは、第3子以降の子どもの保育料を無償としています。

※第3子以降の子どもとは？

保護者などが現に養育している子ども（18歳未満の者に限る。ただし、年度途中で18歳に達する場合には、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもとする）が3人以上いる世帯のうち3人目以降の子ども。



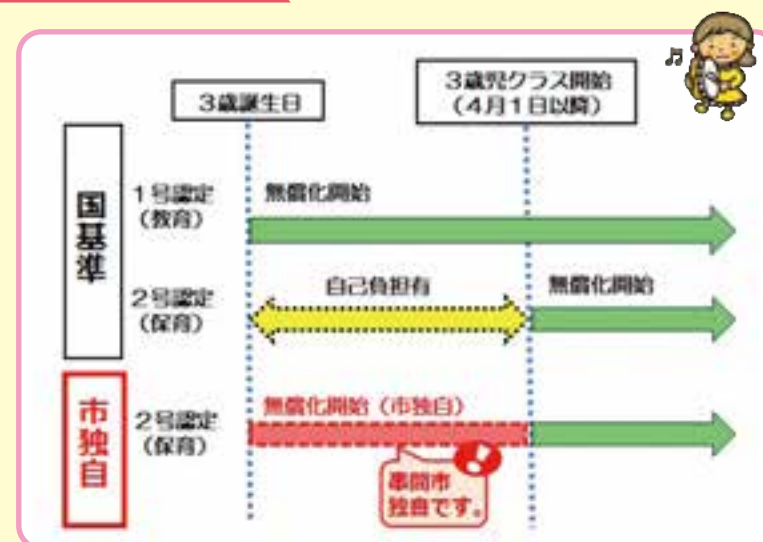
②2号認定（満3歳からの）保育料の無償化について

国の制度では負担がある、2号（保育）認定の子どもの満3歳から年少クラスまでの保育料を本市独自で無償化しています。

※3歳誕生日の前日に2号認定子どもとなり、2号認定子どもとなった翌月から、保育料が無償となります。

※3歳児クラス…4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）

認定区分	年齢	要件
1号認定	3歳以上	保育の必要な事由がない場合
2号認定	3歳以上	就労や疾病など保育の必要な事由がある場合
3号認定	3歳未満	



これらの無償化のための手続きは必要ありません。